

学生、保護者の皆様へ

## 学生納付金について

日頃より本学の運営並びに教育研究活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大防止のために、多大な影響を受けられておられる方々に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

さて、一部の学生、保護者の皆様から新型コロナウイルス感染症による授業の実施方法変更に伴う学生納付金の減額についてのお問合せがございましたので、本学における学生納付金についての考え方をお伝えいたします。

本学は皆様に学生納付金として「授業料」「施設設備費」を納めていただいております。

授業料は、授業（講義）やその単位認定、学士（薬学）の学位を取得させるなど、授業（講義）の形態（対面、遠隔）の如何に関わらず、大学の教育機関としての役務提供に対する対価であり、6年間の本学教育課程における授業料の総額を按分して皆様に納付していただいております。

また、施設設備費は、大学の施設の利用料を指しているものではなく、在籍する学生の皆さんが、より良い学修環境で教育を受けることが可能となるよう、現在さらには将来にわたって（在籍期間を通じて）大学という教育機関として展開する施設設備の整備や充実に投入するための費用です。具体的には、校舎、体育館、図書館等の設置、修繕整備及びその維持管理の費用、光熱水費、エレベーターの維持管理費、情報ネットワーク運営費及び維持管理費、書籍の購入、電話回線等が含まれています。つまり、皆様から納付していただいている施設設備費は、これまでと同じように学生の皆さんの活動を支えられるよう大学施設設備の機能を維持するために必要な費用としてご負担をお願いしているものです。

つきましては、現時点で学生納付金（授業料、施設設備費）の減額は考えておりません。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、コロナ禍において皆様に大きな負担や不安が生じていることを真摯に受け止めております。本年4月に全学生への経済的緊急支援について本学ホームページでお知らせしたとおり、オンライン授業実施に伴い自宅学習環境の支援として在籍生全員に一律5万円を支給することを決定・実施し、また「学納金の納入期限の延長」「柴田奨学基金 緊急無利子貸与金（月額5万円もしくは月額10万円の貸与）」をご用意していますのでお役立ていただけますと幸いです。よろしく願い申し上げます。

令和2年9月7日  
学校法人昭和薬科大学  
理事長 元木和幸